

防災関係機関等連絡先一覧表

令和6年度

(1) 勝山市

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線・FAX
勝 山 市 役 所	勝山市元町1-1-1	0779-88-1111 0779-88-8125 災害時 携帯電話 090-2125-3936 災害時優先電話 0779-88-8125 衛星携帯電話 090-8967-4031	(代表、宿直) 総務課 (ダイヤルイン)	305-2 防災FAX 305#5 FAX 0779-88-1119

(2) 福井県

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
福 井 県	福井市大手3丁目17-1	0776-21-1111		111-61-内線番号
危機管理課		直通 0776-20-0308 内線 2173	夜間 (危機対策 連絡員室) 0776- 20-0742	111-61-2171 災害対策本部 (災害時のみ) 111-170, 171 防災FAX 111-172
砂防防災課		直通 0776-20-0494 内線 3395		111-61-3395
河川課		直通 0776-20-0480 内線 3391		111-61-3391
市町協働課		直通 0776-20-0262 内線 2150		111-61-2150
秘書課 秘書G		内線 2022		111-61-2022
国際経済課		直通 0776-20-0752		
防災航空事務所	坂井市春江町江留中50-1-2	0776-51-6945		418-1-2

☆県防災無線の地上系は111不要

(3) 県出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
奥越土木事務所	大野市友江11-14	0779-66-1221 内線 863	勝山道路課	111-72-5864
奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	0779-66-2076		403-1-102
奥越農林総合事務所	大野市友江11-10	0779-65-1286		111-72-内線番号
ハローワーク大野	大野市陽明町3-403	0779-66-2408		111-84-203
笹尾川・浄土寺川ダム 統合管理事務所	大野市中野28-36	0779-65-6561		FAX 0779-66-6573 111-84-202
奥越高原牧場	平泉寺町池ヶ原230	0779-88-1973		
恐竜博物館		0779-88-0001		111-73-6206

☆県防災無線の地上系は111不要

(4) 警察関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
福井県警察本部	福井市大手3丁目17-1	0776-22-2880	警備課	111-72-5442
勝山警察署	勝山市滝波町4-402	0779-88-0110		

☆県防災無線の地上系は111不要

(5) 市町

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
福井市役所	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5234	危機管理課	300-1-5234
敦賀市役所	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8166	危機管理対策課	301-1-193
小浜市役所	小浜市大手町6-3	0770-64-6006	生活安全課	303-1-472
大野市役所	大野市天神町1-1	0779-65-2121	防災防犯課	304-1-2702
鯖江市役所	鯖江市西山町13-1	0778-53-2205	防災危機管理課	306-1-211
あわら市役所	あわら市市姫3-1-1	0776-73-8040	総務課防災安全対策室	314-1-226
越前市役所	越前市府中1-13-7	0778-22-3081	防災危機管理課	302-1-2312
坂井市役所	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3525	安全対策課	317-1-238
永平寺町役場	吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3941	防災安全課	308-1-297
池田町役場	今立郡池田町稲荷35-4	0778-44-8003	総務財政課	319-1-124
南越前町役場	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8016	総務課防災安全室	320-1-231
越前町役場	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8721	防災安全課	323-1-221
美浜町役場	三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6716	エネルギー政策課	330-1-233
高浜町役場	大飯郡高浜町宮崎71-7-1	0770-72-7701	防災安全課	333-1-621
おおい町役場	大飯郡おおい町本郷136-1-1	0770-77-4050	防災安全課	334-1-212
若狭町役場	三方上中郡若狭町中央1-1	0770-45-9126	環境安全課防災対策室	329-1-2501

(6) 消防本部

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
勝山市消防本部	勝山市長山町2-2-7	0779-88-0400		358-2
大野市消防本部	大野市天神町7-14	0779-66-0119		351-2
福井市消防局	福井市和田東2丁目2207	0776-20-0119		350-2
永平寺町消防本部	吉田郡永平寺町東古市10-5	0776-63-0119		352-2
嶺北消防組合消防本部	坂井市春江町随応寺17-10	0776-51-0119		353-2
鯖江・丹生消防組合消防本部	鯖江市西山町13-22	0778-54-0119		354-2
南越消防組合消防本部	越前市千福町126	0778-21-0119		355-2
敦賀美方消防組合消防本部	敦賀市中央町2-1-2	0770-20-0119		356-2
若狭消防組合消防本部	小浜市大手町7-8	0770-53-0119		357-2

(7) 自衛隊関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
陸上自衛隊第14普通科連隊	金沢市野田町1-8	076-241-2171	連隊第3科	
陸上自衛隊第372施設隊	鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675	本部訓練班	450
海上自衛隊舞鶴地方総監部	舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250	防衛部 第3室	451
航空自衛隊第6航空団	小松市向本折町戊267	0761-22-2101	防衛班長	
自衛隊福井地方協力本部	福井市春山1丁目1-54	0776-23-1910 -1911	総務課	

(8) 中央出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線
北陸財務局福井財務事務所	福井市春山1丁目1-54	0776-25-8230		
北陸農政局福井県拠点	福井市日之出3丁目14-15	0776-30-1611		
中部運輸局福井運輸支局	福井市西谷町1丁目1402	0776-34-1602	輸送課	
福井地方気象台	福井市豊島2丁目5-2	0776-24-0096	防災業務課	452-2
勝山郵便局	勝山市本町2-10-20	0779-88-0100	集荷・配送	
福井労働局	福井市春山1丁目1-54	0776-22-2655	総務課	
国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所	福井市花堂南2丁目14-7	0776-35-2661	調査第一課 道路管理課	
九頭竜川ダム統合管理事務所	大野市中野29-28	0779-66-5300		

(9) 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電話番号	連絡窓口	県防災無線・FAX
えちぜん鉄道㈱	福井市松本上町15-3-1	0776-52-8888		FAX 0776-52-8855
えちぜん鉄道㈱勝山駅	勝山市遅羽町比島34-2-7	0779-87-0098		
京福バス㈱ 福井営業所	福井市日之出5-3-30	0776-54-5171		FAX 0776-54-3869
勝山交通㈱	勝山市滝波町4丁目101	0779-88-0534		FAX 0779-88-3733
大福交通㈱	勝山市下高島12-1-1	0779-88-1331		FAX 0779-88-2524
西日本電信電話㈱福井支店	福井市日之出2丁目12-5	0776-20-9510		FAX 0776-27-4795
日本銀行福井事務所	福井市順化1-1-1	0776-22-4495		
日本赤十字社福井県支部	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3640	事業推進課	455
中日本高速道路㈱金沢支社	福井市稲津町16-7	0776-41-3420	管理事務所	
福井保全サービスセンター				
日本通運㈱福井支店	福井市重立町22-1	0776-60-1103		
北陸電力㈱福井支店	福井市日の出1丁目4-4-1	0776-25-8710		
北陸電力㈱奥越配電センター	大野市弥生町1-5	0779-66-7425		FAX 0779-66-7401
一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺3丁目4-10	0776-24-0387		456
一般社団法人勝山市医師会	勝山市郡町1丁目1-50	0779-87-2766		FAX 0779-87-2767
福井銀行㈱	福井市順化1丁目1-1	0776-24-2030		
(一社)福井県エルピーガス協会 勝山支部	勝山市芳野町1丁目5-38	0779-88-0758	吉田屋本店	FAX 88-1075
(公財)福井県国際交流協会	福井市宝永3丁目1-1	0776-28-8800		

社 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
朝日新聞社 福井総局	福井市大手3丁目11-6	0776-22-0910	0776-23-1523
読売新聞社 福井支局	福井市大手3丁目14-9	0776-22-5220	0776-22-5222
大野通信部	大野市本町9-16	0779-66-2263	0779-65-8701
福井新聞社 本社	福井市大和田町2丁目801	0776-57-5111	0776-57-5145
勝山支局	勝山市旭町2丁目669	0779-88-2011	0779-87-3560
中日新聞社 福井支社	福井市大手3丁目1-8	0776-22-0950	0776-22-3233
勝山通信部	勝山市本町1丁目2-28	0779-88-0591	0779-87-1893
日刊県民福井 福井本社	福井市大手3丁目1-8	0776-28-8611	0776-28-8616
大野支社	大野市美川町5-3	0779-65-5911	0779-65-4701
毎日新聞社 福井支局	福井市中央3丁目3-21	0776-24-0074	0779-21-3160
産経新聞社 福井支局	福井市宝永3丁目9-10	0776-23-1221	0776-28-7374
日本放送協会 福井放送局	福井市宝永3丁目3-5	0776-28-8850	0776-27-6082
福井放送㈱ 本社	福井市大和田町2丁目510	0776-57-1000	0776-57-1932
福井テレビジョン放送㈱	福井市問屋町3丁目410	0776-21-2233	0776-27-9217
福井エフエム放送㈱	福井市御幸1丁目1-1	0776-21-2100	0776-21-2101

勝山市災害被害状況調査及び報告要領

(目的)

第1 この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、市長が知事に対して行う災害の報告に関し、必要な資料を得るため、各部長が行う災害の状況調査及び報告に関し必要な事項を定め、被害状況の的確かつ迅速な把握を目的とするものである。

(調査)

第2 被害状況の調査は、市内住民の生命及び財産に関する事項並びに市の管理する施設等につき調査するものとする。

(報告責任者)

第3 各部長はあらかじめ各班の被害状況報告責任者を定めておかなければならない。

(報告の種類)

第4 被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- (1)発生報告 災害が発生したとき直ちに行う。
- (2)中間報告 発生報告後災害の状況が変るたびに行う。
- (3)確定報告 災害が終了しその被害が確定したときに行う。

(発生報告)

第5 被害発生の情報を得た場合、電話又は口頭で直ちに被害の概要を危機管理幹まで報告しなければならない。

2 報告事項は、発生した時間、場所、被害の種類、被害の程度、対応状況等とする。

3 電話又は口頭による即報後、報告責任者は、速やかに様式第1号及び様式第2号を危機管理幹まで提出しなければならない。

(中間報告)

第6 発生報告後、災害の状況が変わった場合、電話又は口頭で直ちに被害の概要を危機管理幹まで報告しなければならない。報告の方法は第5に準じる。

(確定報告)

第7 災害が終了し、その被害が確定した場合、様式第3号を危機管理幹まで提出しなければならない。

(被害程度の認定基準)

第8 被害程度の認定は、別表に基づき行う。

この要領は、平成18年8月23日から施行する。

別表 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのあるものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。具体的には、建物の損害額が20万円を超える場合をいう。(全労済福井県本部の災害見舞金制度実施に関する協定書を締結している総合(慶弔)共済事業細則第14条第9項第3号に基づく。)
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊及び半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたのもののみ記入する。	

被害区分		認定基準
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29条)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
	商工被害	建築物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害区分		認定基準
火災発生件数	火災発生件数	地震又は火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条第1項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所及び危険物取扱所の施設とす

その他

(1)災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)は、カッコ外書きするものとする。

(2)災害に対しとられた措置

- ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
- ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

災害報告取扱要領

昭和45年 4月10日

消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月 消防総第833号

消防災第279号

消防救第 58号

昭和59年10月 消防災第267号

平成 6年12月 消防災第278号

平成 8年 4月 消防災第 59号

平成13年 6月 消防災第101号

消防情第 91号

平成31年 4月 消防応第 28号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県に

おける被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、

住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律

第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	全 焼 棟 } 計 棟 焼損棟数 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人 (人) 中等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第 1 号様式

災害確定報告

[illegible]

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 立 文 教 施 設		千 円			設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千 円			解 散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千 円	災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名					
小 計		千 円						
公共施設被害市町村数		団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円						
	林 産 被 害	千 円		計 団 体				
	畜 産 被 害	千 円						
	水 産 被 害	千 円						
	商 工 被 害	千 円						
	そ の 他	千 円		災 害 適 用 市 町 村 救 助 法 名	計 団 体			
被 害 総 額		千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人		
				消 防 団 員 出 動 延 人 数		人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日 災害名							計
		区分					
人的被害	死者	人					
		うち 災害関連死者	人				
	行方不明者		人				
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊	棟					
		世帯					
		人					
	半壊	棟					
		世帯					
		人					
	一部破損	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
	床下浸水	棟					
		世帯					
		人					
	非住家	公共建物	棟				
		その他	棟				
	り災世帯数		世帯				
	り災者数		人				
	公立文教施設		千円				
	農林水産業施設		千円				
	公共土木施設		千円				
	その他の公共施設		千円				
	その他被害		千円				
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人					
消防団員出動延人数		人					

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日			災害名							計
区分										
人的被害	死	者	人							
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部破損		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の被害	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖くずれ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
電	話	回線							
電	気	戸							
ガ	ス	戸							
その他	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
小計		千円	()	()	()	()	()	()	
公共施設被害市町村数		団体							
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他		千円							
被害総額		千円							
都道府県災害対策本部設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人	